



郵便はがき

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇
法務／経理 ご担当者 様

重 要

※内面も含め、必ずご一読ください※

「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査は、下請代金支払遅延等防止法第9条第2項の規定に基づき実施するものであり、貴社が「親事業者」となる事業者間取引について、**報告する義務があります。**詳細は本はがきを開封し、調査専用サイトからオンラインで報告してください。

提出期限：8月31日（火）

【調査主体】 中小企業庁

【本通知に関するお問い合わせ先】

「下請取引状況調査事務局」

電話番号：03-5539-0401

受付時間：月曜～金曜（祝日を除く）

9:30～12:00、13:00～17:30

※ お問い合わせ時には貴社の社名と整理番号を伺います



経済産業省

20210611 中庁第1号
令和3年7月26日

代表者 殿

中小企業庁長官

印影画像

下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を公正取引委員会と協力して運用しています。

このたび下請法第9条第2項の規定により、貴社と下請事業者との取引に関する調査を実施しますので、当庁まで報告してください。

本通知を受領した事業者は、**必ず**はがきの内面を確認のうえ、報告してください。

本調査に関する留意点

【調査対象事業者】

- 本通知は、親事業者となり得る資本金1,000万円を超える事業者に対し送付しております。御確認の結果、親事業者に該当しない場合、その旨の報告が必要となります。

【調査における情報の取扱い】

- 御報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する内容については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用する場合があります。）。

【調査対象期間及び回答方法】

- 対象期間（取引の期間）は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までとなります。
- **本調査はすべてオンラインにて実施**しております。調査票や回答用紙等の郵送はしていません。詳細は内面をご覧ください。

「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査はオンラインにより実施します。以下を参照し、調査専用サイトにアクセスのうえ、親事業者は「設問に対する回答」及び「下請事業者名簿」を報告してください。親事業者に該当しない方は、その旨を報告願います。

(1) 次のいずれかの方法で「調査専用サイト」にアクセスしてください。

① ブラウザに下記 URL を入力又は QR コードよりアクセス。

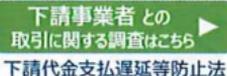
<https://www.shitaukechousa-oya.go.jp>



② 検索エンジン (Google、Yahoo!Japan 等) にてキーワード検索する。

中小企業庁 下請調査 で 検索

③ 中小企業庁のホームページ内にある (<https://www.chusho.meti.go.jp/>) 下のバナーをクリックして専用サイトに移動する。



(2) 調査専用サイトで、下記の貴社の整理番号を入力していただき、パスワードを発行します。整理番号とパスワードを入力してログインしてください。

整理番号

0123456789

(3)-1 親事業者の方

事業所ごとに、各設問に対する回答を選択して提出する。下請事業者名簿は、サイトからダウンロードした様式に入力後、アップロードする。

(3)-2 親事業者に該当しない方

■下請取引を行っていない事業者

- ① 「取引の内容」の該当及び、「取引当事者の資本金の区分」の内容を確認する。
- ② ①のいずれかに該当しない場合は、「貴社全体の下請取引の有無」欄の「取引無し」及び「下請法の適用を受ける下請事業者は存在しない」にチェックする。

■事業活動を終了している事業者

企業情報の欄外の「事業活動を終了した」にチェックし、事由を選択する。

■資本金 1,000 万円以下の事業者

企業情報欄の資本金の額を 1,000 万円以下に修正。

(4) 入力完了後「企業情報を確認 (更新) する」をクリックし、調査票への設問には回答せずに、「調査回答を提出する」をクリックして提出する。